

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

令和 年 月 日

氏 名

◇ 地方公務員法（抄）

（服務の根本基準）

第 30 条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（服務の宣誓）

第 31 条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

○ 職務上の義務（職務遂行につき守るべき義務）

- ・ 服務の宣誓（法第 31 条）
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）
- ・ 職務に専念する義務（法第 35 条）

○ 身分上の義務（公私問わず公務員の身分につき守るべき義務）

- ・ 信用失墜行為の禁止（法第 33 条）
- ・ 秘密を守る義務（法第 34 条）
- ・ 政治的行為の制限（法第 36 条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第 37 条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第 38 条）

患者及び職員の個人情報の保護に関する誓約書

私は、患者及び職員の個人情報の保護について、関係法令を十分に理解し、これを遵守します。

在職中は勿論、退職後においても、職務上知り得た患者及び職員の個人情報を正当な事由なく第三者に漏らさないことを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

○ 個人情報保護関係法令等

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令
- ・ 個人情報の保護に関する基本方針
- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- ・ 診療情報の提供等に関する指針
- ・ 青森県個人情報保護条例
- ・ 青森県個人情報保護条例施行規則
- ・ 青森県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程
- ・ 病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱

医療機関においては、個人情報の適正かつ厳格な取扱いが要求されております。

個人情報は、利用目的の範囲を超えて利用することはできませんし、開示請求がなされた場合は、本人の同意を得る必要があります。（法令に基づく場合はこの限りではない。）

なお、業務上知り得た個人情報を、正当な理由なく他人へ漏らしたときは、秘密漏示罪（刑法第134条など）を問われてしまいますので、個人情報の取扱には十分注意してください。